

# 学 報

第 4 4 0 号

平成 19 年 10 月 号

平成 19 年 11 月 15 日

東京芸術大学

(事務局総務課発行)

## 目 次

### 諸 報

- ・「藝大をいろうった人々ー附属図書館所蔵貴重資料展」の開催について ..... 3
- ・「上野タウンアートミュージアム プロポーザル 2007」の実施について ..... 3
- ・創立120周年記念式典の開催について ..... 5
- ・創立120周年記念祝賀会の開催について ..... 7
- ・日中韓芸術大学交流事業「藝大アーツ・サミット'07」の開催及び『藝術宣言』の発信について ..... 7
- ・「岡倉天心ー芸術教育の歩みー」展の開催について ..... 9
- ・岡倉天心展記念シンポジウムの開催について ..... 9
- ・藝大茶会の開催について ..... 10
- ・『日本絵画の謎を解く』の出版について ..... 11
- ・日本美術「今」展の開催について ..... 12
- ・DVD「大学院映像研究科 第一期生修了制作作品集2007」の発売について ..... 13
- ・TASKプロジェクト交流会の開催について ..... 13
- ・学長と語ろうコンサートの開催について ..... 14
- ・演奏会等の実施について ..... 15
- 藝大オペラ定期第53回  
G. ブッチェニ《ラ・ボエーム》  
藝大プロジェクト'07 グリーグ&シベリウス  
藝大フィルハーモニア定期 第325回

- ・職員研修 ..... 16

### 人事

- ・人事異動 ..... 17

### 関係法令等

- ..... 18

### 学内規則等

- ・東京芸術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則の制定について ..... 19
- ・東京芸術大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要項の一部を改正する要項の制定について ..... 22
- ・東京芸術大学における無記名ICカード乗車券の取扱に関する基準の制定について ..... 23
- ・東京芸術大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項の制定について ..... 24
- ・東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則等の制定について ..... 26

### 諸会議

#### 事務局

- ・広報室 (10月15日) ..... 38
- ・安全衛生委員会 (10月17日) ..... 38
- ・企画・評価室 (10月18日) ..... 38
- ・教育研究評議会 (10月18日) ..... 38
- ・役員会 (10月18日) ..... 38

#### 美術学部

- ・美術学部人事委員会 (10月9日) ..... 39
- ・美術学部教務委員会 (10月9日) ..... 39
- ・美術学部運営委員会 (10月9日) ..... 39
- ・美術学部入試運営委員会 (10月11日) ..... 39
- ・大学院美術研究科委員会 (10月11日) ..... 39
- ・美術学部教授会 (10月11日) ..... 39
- ・取手校地安全衛生委員会 (10月12日) ..... 39
- ・美術学部学生生活委員会 (10月18日) ..... 39
- ・美術学部卒展運営委員会 (10月25日) ..... 39
- ・取手校地運営委員会 (10月25日) ..... 40
- ・大学院美術研究科運営委員会 (10月30日) ..... 40
- ・大学院美術研究科拡大運営委員会 (10月30日) ..... 40

#### 音楽学部

- ・音楽学部運営会議 (拡大入試) (10月5日) ..... 40
- ・音楽学部運営会議 (入試) (10月5日) ..... 40
- ・音楽学部教務委員会・学位委員会 (10月5日) ..... 40
- ・音楽学部教授会 (含・研究科委員会) (10月5日) ..... 40
- ・音楽学部連絡協議会 (10月11日) ..... 41
- ・音楽学部学生生活委員会 (10月18日) ..... 41
- ・音楽学部運営会議 (入試) (10月25日) ..... 41

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ・音楽学部運営会議（運営・人事）（10月25日）     | 41 |
| ・音楽学部芸術活動推進委員会（10月25日）       | 41 |
| ・音楽学部教務委員会・学位委員会<br>（10月25日） | 41 |
| 大学院映像研究科                     |    |
| ・大学院映像研究科教授会（10月18日）         | 42 |
| 大学美術館                        |    |
| ・大学美術館運営委員会（10月18日）          | 42 |
| 演奏芸術センター                     |    |
| ・演奏芸術センター運営委員会（10月22日）       | 42 |
| 藝大アートプラザ                     |    |
| ・藝大アートプラザ企画推進室（10月23日）       | 42 |
| 大学日誌                         | 44 |

## 諸 報

### — 「藝大をいろうった人々—附属図書館所蔵貴重資料展」の開催について —

10月1日（月）から27日（土）まで、附属図書館において、「藝大をいろうった人々—附属図書館所蔵貴重資料展—」が開催された。

会場となった附属図書館ロビーでは東京美術学校の授業風景、音楽取調掛、東京音楽学校の建物、演奏写真などでビジュアル藝大史を辿り、また館長室に設けたミニギャラリーでは、図画取調掛、東京美術学校時代の狩野芳崖、小場恒吉、香取秀眞や、音楽取調掛、東京音楽学校時代の伊澤修二、エッケルト、橋本國彦など教官たちの肉筆資料を中心に、展示が行われた。なお、邦楽調査掛資料や山田耕筰自筆楽譜などは本邦初公開であった。



そのほか、東京音楽学校演奏のSPレコード、学内演奏会の音源、昭和初期の皇后陛下行啓フィルム、100周年記念VTRなどの映像、貴重資料データベースの画像などを併せて展示することで、様々なメディアによる大学史の立体的な体感を促し、さらに、写真パネルの解説付きリストと、教員執筆の解題目録を作成して展覧者の理解に努め、好評を得た。

本展は創立120周年記念企画。入場無料。

助 成：東日本遊技機商業協同組合、株式会社バンノウ、有限会社エーワン  
有限会社ユニティー、ときめき たいとうフェスタ

### — 「上野タウンアートミュージアム プロポーザル 2007」の実施について —

10月1日（月）から28日（日）まで、JR上野駅において「上野タウンアートミュージアム プロポーザル 2007」が実施された。

上野タウンアートミュージアム（以下、UTM）は、大学院における芸術教育研究に社会参加型の実践的なプログラムを導入し、地域の人々と連携して芸術による街の活性化を図るために、大学院美術研究科が今年度から開始したプロジェクト。「プロポーザル 2007」では、上野駅構内に広告ブースを設置して広報活動を行った。



従来から本学美術学部では、各学科・専攻が幅広い分野でそれぞれ独自にさまざまなプロジェクトを企画し、学外での活動を活発に行ってきた。UTMは、地域住民や行政、市民団体などと協力して実施してきたこれまでのワークショップや公開講座、伝統技術の革新、地域文化の調査研究とそのリノベーションといった個々の取り組みを統括し、一年間を通じて多彩なアート活動を台東区内各所で展開して、さながら街全体をミュージアムのように染め上げた野心的なプロジェクトである。

事業の全体は、以下の7つのプロジェクトで組織された。

- ①小島アートプロジェクト
- ②サステイナブルアートプロジェクト

## ③彫刻アートプロジェクト

## ④MACHI-YATAI PROJECT

## ⑤アートランドコミュニケーション

## ⑥伝統技術の応用によるイノベーション商品開発プロジェクト

## ⑦国際シンポジウム／浮世絵と伝統

孤立した個人が内省を重ねる創作活動とは対称的に、街をリサーチする行為はリアルで、具体的な環境や人々とのコミュニケーションを繰り広げるUTMの試みには、専門領域を超えた人材の育成という大きな効果が期待されている。

10月にはプロジェクトが集中し、小島アートプロジェクトの一部の講座、サスティナブルアートプロジェクト、彫刻アートプロジェクト、MACHI-YATAI PROJECT、アートランドコミュニケーションが開催された。

サスティナブルアートプロジェクトは、環境、社会、アートをキーワードに、芸術活動を通じて、現代の東京という場のサスティナビリティ（持続可能性）に関する調査、研究、作品制作を進めていくプロジェクトで、地域の記憶やコミュニティと共鳴し、地域資源に新たな角度から光を当て、2004年から活動が続けている。4年目となる今回は、活動区域を台東区全域に拡大し、循環型社会に対応する企画と「場所」をテーマとする国際的なプロジェクトを展開した。

また、アートランドコミュニケーションは、布や紐といった繊維素材を使って、隅田公園を造形的に新しい空間となるよう変身させるプロジェクトで、工芸専攻（染織）の大学院生が、実践的創作活動を通して社会と連携し、行政との打ち合わせや学生相互のディスカッションを重ねて、街と繊維造形との関わりを考察した。



サスティナブルアートプロジェクト（旧岩崎邸）



アートランドコミュニケーション（隅田公園）

## — 創立120周年記念式典の開催について —

創立記念日に当たる10月4日（木）、東京芸術大学創立120周年記念式典が奏楽堂にて挙行された。当日は天候にも恵まれ、多くの招待者をはじめ教職員や学生など総勢700名を超える参加者を得、盛大な式典となった。

式典は、本学名誉客員教授である三笠宮崇仁親王殿下のお成りを仰ぎ、厳かに開式した。

宮田亮平学長は、式辞で120年の歴史を振り返ると、先輩達の献身的な努力によって、数多くの有為な人材を社会に輩出し、我が国の芸術界で大きな役割を果たしてきたと述べた。また、藝大らしさを発揮して更なる発展をめざし、教育・研究に加えて社会への貢献や国際交流の推進といった分野にも積極的に取り組むと力強く語った。

続いて、文部科学大臣渡海紀三朗様（高塩至文化庁次長代読）、経済産業大臣甘利明様（細野哲弘製造産業局長代読）、ソニー相談役大賀典雄様からご祝辞を頂戴した。

国内外から寄せられた祝電披露の後、音楽学部器楽科教員による奏楽J. S. バッハ《ブランデンブルク協奏曲》第5番第1楽章が演奏され、創立120周年を祝賀する華やかな雰囲気の中に閉式した。



## 学長式辞

本日は、本学名誉客員教授をお務めいただいております三笠宮崇仁親王殿下のお成りを仰ぎ、国内外からの多数のご来賓・関係者の皆様と共に「東京芸術大学創立120周年記念式典」を催しますこと、欣快の至りであります。ご来場の皆様、ご出席を賜り誠に有難うございます。

さて、今年の干支は、丁亥（ていがい）、和名で「ひのとい」の年に当たり、本学が「東京美術学校」「東京音楽学校」として生まれた明治20年の同じ亥（いのしし）年から数えて120年、ちょうど2度目の還暦を迎えたこととなります。本学の淵源に当たる文部省音楽取調掛・図画取調掛をもとに、明治20年10月4日、新たに東京美術学校、東京音楽学校の2校を設置する勅令が公布されました。ここに我が国の近代芸術教育の礎が築かれたのであります。

両校は、戦前における我が国の芸術家養成の中心的役割を担い、戦後昭和24年5月の教育制度改革においては、2校を統合した新制大学「東京芸術大学」となりました。美術・音楽の2学部からなる、国立で唯一の芸術に関する教育研究を行う4年制大学として再出発したのであります。その後、昭和38年には大学院修士課程、昭和52年には博士課程が設置され、国立大学法人化後の平成17年には、独立研究科として大学院映像研究科を加え、ここに2学部・3研究科からなる総合芸術大学として今日に至っております。

120年の長い歴史を振り返る時、その流れは決して順調な時ばかりであったとは申せません。しかしながら、美術・音楽両学部ともに多くの困難を乗り越え、時に当たった先輩達の献身的な努力によって、数多くの有為な人材を社会に輩出し、我が国の芸術界で大きな役割を果たしてまいりました。世が21世紀に入ると、平成16年には、東京芸術大学は国立大学法人となり、国による管理から役員会・経営協議会による運営に変わるなど、組織形態が大きく変化することとなりました。東京芸術大学は、大きな制度改革である国立大学法人化を、むしろ積極的に大学がその教育研究活動を社会に発信できる契機としてとらえ、藝大らしさを発揮して更なる発展をめざそうと考えています。

その一端として、教育・研究に加えて大学の第3の使命といわれる社会への貢献、更に、国際交流の推進といった分野にも一層の重点をおいています。本年4月には、「社会連携センター」を設置し、地域との連携を強化するとともに、国際的には、交流協定校との連携を通じた留学生の交流による、世界トップレベルの芸術系大学院の拠点形成を目指すなど、幅広い取り組みを行っているところであり

ます。また、この120周年を記念して、ここにお集まりの各界関係者のお力添えを得て、様々な記念事業を展開しております。これらの事業が、次の時代の大学発展の大きな起点となることを期待してやみません。

最後になりましたが、この長い歴史の中で今日の大学の発展の基盤を築かれた多くの先輩の偉業に敬意を表しますとともに、本日もご参会の皆様への大学へのご支援・ご協力に深く感謝を申し上げます。日々前進する大学の歩みの中で、世界の芸術界に伍していける東京藝術大学に、また、地域に根ざし人に愛される東京藝術大学となれるよう、皆様方の倍旧のお引立てをここにお願いして、式辞とさせていただきます。

平成19年10月4日

東京藝術大学長

宮 田 亮 平



## — 創立120周年記念祝賀会の開催について —

創立120周年記念式典終了後、体育館に会場を移し、記念祝賀会が開催された。

守山光三学長特命の指揮による音楽学部器楽科学生有志のファンファーレが鳴り響いた後、開会が宣言され、続いて元学長で現顧問の澄川喜一名誉教授が、明治黎明期の芸術教育の誕生秘話など興味深い話を盛り込んで、大学を代表する挨拶を述べた。

また、お成りを仰いだ三笠宮崇仁親王殿下からは、創立120周年へのお祝いと、困難を乗り越えて次代へ大学を更に発展されることを期待したい旨のお言葉と共に乾杯のご発声を賜った。

祝宴には、記念式典の招待者や教職員・学生あわせて約600名が参加し、会場は溢れんばかりの参加者の熱気に包まれた。器楽科学生による奏楽が宴を更に盛り上げる中、懇談を通じ旧交を温め合う参加者からは、創立120周年の歴史の重みを改めて噛みしめている様子が窺われた。

## — 日中韓藝術大学交流事業「藝大アーツ・サミット'07」の開催 及び『藝術宣言』の発信について —

10月4日（木）から14（日）まで、日中韓藝術大学交流事業「藝大アーツ・サミット'07」が開催された。これは、日中韓の文化・芸術交流を促進するため、中国および韓国を代表する芸術大学と本学が連携して展覧会、演奏会等を実施するもの。

初日の4日には、中国から6大学、韓国から4大学の学長を招聘して「藝術大学サミット」を開催。宮田亮平学長の挨拶で幕を開け、「中国、韓国、日本は交流の歴史を積み重ねてきた。次代を担う若い世代が、共に手を携えて歩んでいくことを希望する。3国の芸術大学が意見を交わし、共通のメッセージを世界に向けて発信していこう」と呼び掛けた。続いて、青木保文化庁長官から、「藝術大学サミット開催が実現されたことを素晴らしいと思っている。文化分野において3国の交流が一層高まることを望んでいる」と挨拶があった後、11大学の学長は、「東アジアから藝術を世界に」をテーマに、今後の芸術及び芸術教育の方向性について意見交換を行った。そして、共通のメッセージとして取りまとめた『藝術宣言』に署名し、世界に向けて発信することに合意した。

参加大学：中央美術学院、中央音楽学院、清華大学美術学院、上海音楽学院  
中国美術学院、新疆藝術学院（以上、中国）  
ソウル大学校美術大学、ソウル大学校音楽大学、韓国藝術綜合学校  
大邱大学校造形藝術大学（以上、韓国）  
東京藝術大学

教員作品展「美の環」

会 期：10月4日～14日  
会 場：日展会館  
出 品 数：52点（日本14点、中国20点、韓国18点）

記念講演会「日・中・韓の美を語る～物質、交流、比較～」

日 時：10月5日  
会 場：美術学部中央棟第1会議室  
講 師：張夫也副教授（精華大学美術学院教授）  
李仲熙副教授（啓明大学校美術大学）  
竹内順一教授  
コーディネート：越川倫明准教授

## 学生交流展「美の環」

会 期：10月4日～14日

会 場：大学会館ほか

出 品 数：45点（日本人学生9点、中国人留学生16点、韓国人留学生20点）

## 伝統藝術の公演「舞の饗宴」

日 時：10月4日

会 場：奏楽堂

## 藝大留学生による演奏会「音の架け橋」

日 時：10月5日

会 場：音楽学部第6ホール

## 藝術宣言

東アジアの悠久の歴史の中で、  
私たちは多くの文化交流を重ねて来た。

現在、日本、中国、韓国を代表する藝術大学は、  
それぞれが自国の伝統的な藝術を尊重したうえで、  
新しい藝術を創出し、世界に向けて発信している。

ここに集った11の藝術大学は、  
お互いの藝術の展望について話し合い、  
藝術こそが人間性を豊かにし、  
藝術文化の交流こそが平和で豊かな国際社会の構築に  
大きく寄与することを確認した。

このような認識に立ち、私たち11の藝術大学は、  
国を越えて協力し、次世代の優れた藝術家を育成し、  
世界の藝術の発展に貢献していくことについて、  
ここに合意し宣言する。



## — 「岡倉天心—芸術教育の歩み—」展の開催について —

10月4日（木）、『岡倉天心—芸術教育の歩み—』展が開幕した。これは、本学の創設に深くかかわり開校まもなく校長となった岡倉天心の業績を、東京美術学校在任時代を中心として多角的に検証、紹介するもの。

天心の行った美術に関する仕事は、本校での教育環境の整備や学生指導にとどまらず、社会連携を基盤とする依頼制作の推進、美術団体の支援、美術行政の整備のほか、博物館事業、美術史の編纂、評論、文化財保護など広範囲にわたっている。本展は、天心の本校在任期間である明治20年代の活動を中心に構成し、さらに、その後の仕事についても「芸術教育の歩み」という観点からとらえ直して、天心の遺志をついだ歴代教官や卒業生たちの活動を追いながら、今日の東京藝術大学に引き継がれてきたものに注目した。



11月18日（日）まで開催。東京藝術大学創立120周年記念企画。

入館料：一般500円、大学・高校生300円。月曜休館。

共 催：日本放送協会

協 力：株式会社一新コマース、株式会社竹尾、中越パルプ工業株式会社  
株式会社デジタル・イー

協 賛：東京藝術大学美術学部杜の会、株式会社東京美術倶楽部、野村ホールディングス株式会社  
財団法人日本美術院、凸版印刷株式会社、東京ガス株式会社、株式会社はせがわ

## — 岡倉天心展記念シンポジウムの開催について —

「岡倉天心—芸術教育の歩み—」展に合わせて、岡倉天心を様々な角度から見るシンポジウムが開催された。

○第1回 「ルーツはみんな岡倉天心～日本美術院、美術院、東京国立博物館そして東京藝術大学」

日 時：10月5日（金）

会 場：奏楽堂

基調講演：「今考える天心の偉業—伝統と革新—」

講師：高階 秀爾（大原美術館館長）

座 談 会：「ルーツはみんな岡倉天心」

平山 郁夫（財団法人日本美術院理事長）

西川杏太郎（財団法人美術院理事長）

金子 啓明（東京国立博物館前副館長、同館特任研究員）

宮田 亮平（学長）

司会：山根 基世（LLP「ことばの杜」代表、前NHK放送総局アナウンス室長）

○第2回 「フェノロサ・天心・東京美術学校」

日 時：10月20日（土）

会 場：美術学部中央棟第1講義室

講 演：「岡倉天心の教育観について」 講師：上野 浩道（名誉教授）

「フェノロサと天心」 講師：山口 静一（元日本フェノロサ学会会長）

天心は、東京美術学校、日本美術院における指導者、美術教育者、理論家としてだけではなく、博物館、文化財保存・修理、美術史研究における泰斗でもあった。シンポジウム第1回では、それら各界の代表者が、天心の“いま”を、また天心が残したものの“いま”を複眼的に論じ合った。また、第2回では、美術教育・フェノロサ研究を代表する2人の研究者が、天心とフェノロサ、そして東京美術学校との関係について講演した。

## — 藝大茶会の開催について —

茶の湯を通して日本の伝統文化を振り返り、芸術教育や芸術表現の新たな道を模索することを目的に、藝大茶会が開催された。1日600名ずつの大茶会である。

正木記念館に設けられた「家元席」では、10月6日（土）に裏千家、7日（日）に遠州茶道宗家、13日（土）に表千家、14日（土）に武者小路千家が日替わりで懸釜し、歴史的にも類を見ない催しとなった。また、東京国立博物館の応挙館、九条館には「美術倶楽部席」として、京都美術倶楽部と東京美術倶楽部が茶席を設け、貴重な茶道具の数々が披露された。陳列館では、教員による創作茶席「五色界」の展示と創作茶道具の展示、藝大茶道部による茶席「藝大席」が設けられた。

### ○家元席

普段は大学美術館収蔵品として保管されている橋本雅邦の襖絵が特別に展示されたほか、香取秀眞の引き手、高村光雲の欄間など、歴代教官の作品が豪華に飾られている正木記念館の2階広間。掛幅や屏風を展示して鑑賞するために設けられている三間の床を舞台に、各家元が趣向を凝らす、厳かで気品に満ちた競演となった。

### ○美術倶楽部席

近代数寄者益田鈍翁ゆかりの茶室・応挙館を本席に、伝統的で雅味あふれる趣の京都美術倶楽部席と、自由闊達な茶の湯の新世界を開いた鈍翁の茶会の再現を試みた東京美術倶楽部席とが、それぞれ茶の湯の奥深さを感じさせる茶席となった。

### ○藝大席

陳列館2階の創作茶席「五色界」では、5人の教員が五行思想の青・赤・黄・白・黒の五色をテーマとし、茶の湯に対する各々の解釈を表現した。それぞれが異なる素材と手法を用いただけでなく、他学科・他専攻の教員に茶道具制作などを依頼してコラボレーションするなど、領域横断的に結実した五色の茶席が一堂に会した。

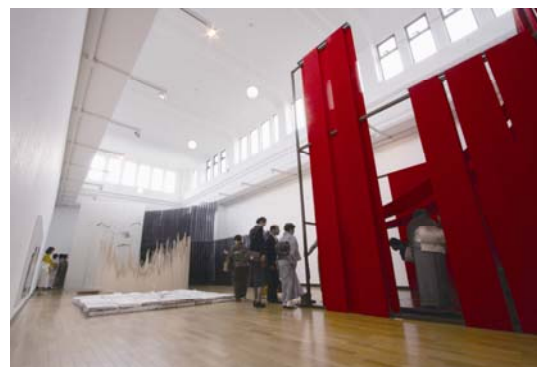
「色界」とは仏教で言う「三界（欲界・色界・無色界）」の中間に位置し、悟りに向かい禅を行う世界であり、肉体の物質性をとどめながらも、すでに欲望を脱した生命の世界とされている。心を鎮めて観想を深め、天声に耳を澄ます清浄な場という意味が込められた。

陳列館1階には藝大茶道部による立礼席が設けられた。教員の創作による茶碗、茶杓、花入、掛軸、風炉先屏風などの茶道具のほか、岡倉天心筆になる書《夜》の複製（オリジナルは「岡倉天心—芸術教育の歩み—」展に展示された）が飾られ、五色を統べる紫をテーマカラーに、新旧織り交ぜた藝大色あふれる茶席となった。

初日には三笠宮崇仁親王殿下が御成りになり、また併せて公開された石膏室や平櫛田中記念室も



藝大席（陳列館1階）



藝大席（陳列館2階）

見学者で賑わうなど、上野の杜は秋の装いで活気づいた。

かつて『茶の本』の中で岡倉天心が説いた日本文化の精神を再考し、新しい芸術と教育のあり方を野心的に探求した藝大茶会。多くの方々のご理解とご協力の下、実現した盛大な催しのそこので、一期一会の精神が息づく、繊細かつ大胆で、華やかな中にも落ち着きのある、記念すべき4日間となった。

## — 『日本絵画の謎を解く』の出版について —

10月10日(水)、東京芸術大学出版会発行による書籍『日本絵画の謎を解く—東京芸術大学文化財保存学日本画博士の研究』が発売された。

本書の編集にあたったのは、文化財保存学保存修復日本画研究室。同研究室では、古典絵画の模写および修復実習を通じて、文化財の保存修復に関する研究および専門家の育成を行っており、永年劣化によって著しく損なわれた作品の芸術性を回復するために、自然科学や美術史的な見地に基づく実験・研究を重ねながら、推定復元模写の作成を行っている。特にそれは、芸術家の養成機関である本学の特性を生かし、伝統的な素材や技法を受け継ぐ実作者の観点を生かして行われてきたという点で際立った特徴がある。

本書は、平成11年度から平成18年度までに博士号を取得した同研究室出身11名による論文のダイジェスト版であり、豊富にカラー図版を用いて一般の読者にも分かりやすく、日本絵画の保存修復研究について紹介している。



『日本絵画の謎を解く—東京芸術大学文化財保存学日本画博士の研究』

編集：東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学保存修復日本画研究室

発行：東京芸術大学出版会

定価：1,575円（本体1,500円）

ISBN：978-4-904049-00-6 C1071

発行：2007年10月10日

## — 日本美術「今」展の開催について —

10月16日（火）から28日（日）まで、日本橋三越本店本館7階、新館7階ギャラリーにおいて、日本美術「今」展を開催した。これは、長らく本学に奉職され、現在も制作に携わっている名誉教授、客員教授の方々と、現在美術教育と制作に携わっている教授、准教授、講師、総計99名による総数130点を超える近作・新作・代表作（絵画・彫刻・工芸）が一堂に会したもの。



本学は、1887年（明治20）の創立以来、日本の美術・音楽を代表する唯一の国立の学府として、近代の日本美術・音楽史上、偉大な先駆者たちを輩出、日本の芸術文化をリードし、その発展に多大な功績を残してきたており、本展は、その成果の一端と、日本美術の「今」のかたちを一望のもとに鳥瞰できる展覧会となった。

本展は、東京藝術大学創立120周年企画。

## 出品者

## ○絵画：日本画（17名）

高山辰雄、稗田一穂、平山郁夫、工藤甲人、後藤純男、堀越保二、下田義寛、福井爽人、関出、手塚雄二、梅原幸雄、斎藤典彦、吉村誠司、植田一穂、田淵俊夫、宮廻正明、中島千波

## ○絵画：油画（37名）

野見山暁治、中根寛、田口安男、大沼映夫、中西夏之、羽生出、奥谷博、李禹煥、絹谷幸二、櫃田伸也、坂口寛敏、坂田哲也、保科豊巳、小山穂太郎、齋藤芽生、中林忠良、野田哲也、東谷武美、三井田盛一郎、麻生秀穂、工藤晴也、中村政人、坂本一道、佐藤一郎、大西博、宮下安弘、大藪雅孝、箕浦昇一、蓮見智幸、福田繁雄、木津文哉、高山登、日比野克彦、佐藤時啓、鈴木理策、藤幡正樹、木島隆康

## ○彫刻（16名）

伊藤傀、澄川喜一、手塚登久夫、吾妻兼治郎、山本正道、米林雄一、木戸修、深井隆、北郷悟、林武史、原真一、伊藤隆道、池田政治、荒川明照、本郷寛、藪内佐斗司

## ○工芸（29名）

平松保城、堀口光彦、飯野一朗、前田宏智、鈴木治平、宮田亮平、篠原行雄、丸山智巳、蓮田修吾郎、西大由、原正樹、戸津圭之介、橋本明夫、赤沼潔、高橋節郎、大西長利、増村紀一郎、三田村有純、三浦小平二、島田文雄、豊福誠、松永勲、山下了是、菅野健一、田中一幸、林亘、藤原信幸、新山榮、辻賢三

## —— DVD「大学院映像研究科 第一期生修了制作作品集2007」の発売について ——

平成17年、日本初の国立映画学校として新設された本学大学院映像研究科は、今年3月、その第一期生30名を送り出した。

監督領域所属の6名を中心に、製作・脚本・撮影照明・美術・録音・編集、それぞれの領域の学生たちが、2年間の研鑽の成果をいかんなく発揮して完成させた修了制作6作品。そのすべてを収録した3枚組DVDが完成し、10月18日（木）から発売された。中には、第12回釜山国際映画祭のコンペティション部門に出品を果たした『A Bao A Qu』（加藤直輝監督）や、横浜市長賞受賞作品『兎のダンス』（池田千尋監督）も含まれている。

『東京藝術大学大学院映像研究科 第一期生修了制作作品集2007』

3枚組・全6作品・計338分

日本語音声（ステレオ／ドルビーデジタル）・英語字幕付  
片面1層・リージョンフリーNTSC

定価：2,940円

製作：東京藝術大学大学院映像研究科

発売：東京藝術大学

販売：東京藝術大学出版会

ISBN：978-4-904049-01-3 C0874

発行：2007年10月18日

収録作品

Disc 1 『A Bao A Qu』（加藤直輝監督）、『エイリアンズ』（渡辺裕子監督）

Disc 2 『CREEP』（酒井耕監督）、『心』（月川翔監督）

Disc 3 『兎のダンス』（池田千尋監督）、『from DARK』（大門未希生監督）



## —— TASKプロジェクト交流会の開催について ——

10月23日（火）、本学の教職員や学生らと東京都台東（T）、荒川（A）、墨田（S）、葛飾（K）4区の中小企業経営者・技術者との交流会が開かれた。これは、皮革、金属、繊維、ゴムなどの製造業が集積している4区が、地域産業の活性化を目指して共同で進めているTASKプロジェクトの一環。藝大の企画力と感性を活用した新商品の開発など、産学官連携による「ものづくり」の可能性が探られている。

当日は26社が参加。各担当教員の説明を受けながら、美術学部工芸科の6工房（彫金・鍛金・鍍金・漆芸・陶芸・染織）を見学して回った。

引き続き行われた懇親会では、宮田亮平学長が「TASKプロジェクトを通じて、新しい日本ブランド



を発信していったほしい」と挨拶。学生からは、企業が持つ製造技術や特殊な素材に新しい芸術表現の可能性を感じたとの声も上がるなど、会場に展示された各社の製品や学生作品をはさんで、活発な意見交換が行われた。

交流会は今後も年数回開かれる予定。

## — 学長と語ろうコンサートの開催について —

10月27日（土）、音楽の作詞からラジオ・トークと幅広く活躍されている永六輔氏を招いて、日本の伝統文化を中心に、また、「伝えること」「伝え合うこと」をテーマに、第2回「学長と語ろうコンサート」が開催された。

学部生たちによるお囃子でにぎやかに幕を開け、宮田学長と永氏との対談では両氏の巧みな話術で会場は大いに盛り上がった。「伝えること」「伝え合うこと」の尊さから今日の日本における教育のあり方や教えるべき内容など、様々な話題が語られた。



永氏から教育方針について質問されると、宮田学長は、学生に簡単に「答え」を与えるのではなく、こうするとこう失敗するといった自分の失敗談を教える、また、彼らの近い将来に待っている失敗をいかに見極めて必要な話をするか、その眼力が教育者に課された仕事であると語った。この話を受けて永氏より、失敗を教えるのが教育の一番難しいところであり、日本の教育はそれを避けている、「良い子」ではなく「分かろうとする子」を作る必要があると、現在の詰め込み式の教育現場への憂慮に話が及んだ。

対談の最後には、舞台上に飾られた、学長が今年3月の卒業式で揮毫した「命」という書にちなみ、永氏が普段、小学生に講義している話が披露され、食事の前の「いただきます」には「命を」という言葉が省かれていること、我々が36億年前から受け継いできた命で今ここに生きていることが訴えられた。

休憩を挟み第2部では、「江戸の音」と題し、新内節、江戸消防記念会第五区木遣り会による木遣り、学生たちによる江戸囃子が演奏され、聴衆は江戸から受け継がれる多面的な音文化を存分に堪能した。

## 演奏会等の実施について —

## ◆ 藝大オペラ定期第53回 G. プッチーニ《ラ・ボエーム》[東京芸術大学創立120周年記念企画]

日 時 : 2007年10月13日(土)、14日(日) 14:00開演  
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂  
 入 場 料 : 3,000円(全席指定)  
 主 催 : 東京芸術大学音楽学部  
 東京芸術大学演奏芸術センター  
 特 別 協 賛 : 東京芸術大学音楽学部同声会  
 カルビー株式会社  
 キヤノン株式会社  
 指 揮 : 現田 茂夫  
 演 出 : 飯塚 励生  
 美 術 : 大沢佐智子、池田 政治、斎藤 篤、田村 吾郎、天野由美子  
 松枝 悠希、鈴木 伸、糸賀 広美、甲 雅美、伊奈 章之  
 大橋 卓矢、小野 哲也  
 照 明 : 石川 紀子  
 衣 装 : 林 なつ子  
 舞 台 監 督 : 賀川 祐之  
 演 出 助 手 : 小野寺東子  
 副 指 揮 : 富平 恭平、千葉 芳裕(合唱指揮兼)  
 コーチ : 田中 梢、村上 尊志、大藤 玲子  
 コレペティートル : 河原 忠之  
 原 語 指 導 : 栗國 淳  
 字 幕 : 松本 重孝  
 出 演 : 東京芸術大学大学院音楽研究科声楽専攻生  
 東京芸術大学音楽学部オペラ研究部  
 合 唱 : 東京芸術大学音楽学部声楽科学生  
 児 童 合 唱 : 台東区上野の森ジュニア合唱団(父兄賛助出演)  
 オーケストラ/バンド : 東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部  
 キ ャ ス ト : 13日 志田 雄啓、今村 雅彦、大熊智佳子、谷 友博、  
 黒木 純、岡田 昌子  
 14日 加藤 太朗、萩原 潤、藤谷佳奈枝、山田 大智  
 鐘 皓、宮内 朋子  
 両日出演 今尾 滋、吉田 伸昭、新海 康仁、辻 博之  
 加藤 知志、大山 大輔、大田 翔、金沢 昂  
 当 日 の 観 客 数 : 13日 787名(全座席数834席)  
 14日 815名(全座席数834席)

## ◆ 藝大プロジェクト'07 グリーク&amp;シベリウス 藝大フィルハーモニア定期 第325回

[東京芸術大学創立120周年記念企画]

日 時 : 2007年10月25日(木) 19:00開演  
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂  
 入 場 料 : 2,000円(全席自由)  
 主 催 : 東京芸術大学音楽学部  
 東京芸術大学演奏芸術センター  
 指 揮 : 小泉 和裕  
 オーケストラ : 藝大フィルハーモニア

曲 目 : J. シベリウス 《悲しきワルツ》  
A. グラズノフ バレエ音楽《四季》より〈秋〉  
J. ブラームス 交響曲第4番ホ短調  
プレコンサート : J. シベリウス 4つの小品 作品78  
Vn: 玉井 菜採 Pf: 大橋 雅子  
当日の観客数 : 576名(全座席数1,140席)

### — 職員研修 —

- 1 研修名 : 平成19年度関東・甲信越地区国立大学法人等安全管理協議会  
期 間 : 平成19年10月5日～平成18年月  
主 催 : 社団法人国立大学協会関東・甲信越地区支部及び東京地区支部  
会 場 : 東京学芸大学  
参 加 者 : 四ツ釜 豊
- 2 研修名 : 平成19年度国際企画担当者職員研修  
期 間 : 平成19年10月9日～平成19年10月11日  
主 催 : 文部科学省大臣官房国際課  
会 場 : 国立オリンピック記念青少年総合センター  
参 加 者 : 神永 陽子
- 3 研修名 : 労働安全衛生マネジメントシステム(担当者)研修会  
期 間 : 平成19年10月19日  
主 催 : 社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
会 場 : 三田NNホール  
参 加 者 : 桐野 文良
- 4 研修名 : 大学、独法の人事担当者の実務に役立つ労働法セミナー(6回)  
期 間 : 平成19年10月30日  
主 催 : 株式会社シー・イー・アイ  
会 場 : ちよだプラットフォームスクウェア  
参 加 者 : 丸山 純一、田野邊和也

## 関係法令等

| 法令番号           | 事 項                 | 官 報 登 録 年 月 日        |
|----------------|---------------------|----------------------|
| 文部科学省令<br>第32号 | 学校保健法施行規則の一部を改正する省令 | 平成19年10月 1 日 号外第227号 |

## 学内規則等

### ◎東京芸術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則の制定について

#### (制定理由)

本学における職員等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に適切に対処するために必要な事項を定めるものである。

#### (審議経過)

平成19年 7 月19日 研究推進室会議  
平成19年 9 月 4 日 事務協議会  
平成19年 9 月 6 日 教授会（音楽学部）  
平成19年 9 月13日 教授会（美術学部）  
平成19年 9 月13日 教授会（映像研究科）  
平成19年 9 月19日 教育研究評議会、役員会

#### ○東京芸術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則

平成19年 9 月25日制定

#### (目的)

第1条 この規則は、本学における職員等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「研究活動の不正行為」とは、本学の職員等の研究活動において発表され

た、論文、著書及び研究発表等の研究成果（以下「論文等」という。）の中に示されたデータや研究結果等に関する次の各号に掲げる行為があった場合をいう。ただし、科学的に適切な方法等により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合、故意によるものでないことが根拠を持って明らかにされた場合は、不正行為にはあたらない。

イ 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

ロ 改ざん データ、研究結果を真正でないものに加工する行為

ハ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する行為

ニ その他研究成果の発表にかかわる不正

(2)「研究費の不正使用」とは、法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規程等及び本学規則等に違反する経費の使用をいう。

(3)「職員等」とは、本学において研究活動を行うすべての者（常勤、非常勤、招聘教員、学生等の身分及び客員教授、特任教員、客員研究員、リサーチ・アシスタント等の呼称を問わない。）をいう。

(4)「部局等」とは、事務局、美術学部、音楽学部、大学院美術研究科、大学院音楽研究科、大学院映像研究科、附属図書館、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センターをいう。

#### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する最高管理責任者として、研究活動の健全な発展のため不正行為等の防止に努めなければならない。

#### (統括管理責任者)

第4条 本学に、研究活動及び研究資金等の運営・管理に関し、大学全体を統括する者として、統括管理責任者を

置く。

2 統括管理責任者は、研究担当理事をもって充てる。

(部局責任者)

第5条 部局等の研究活動及び研究資金等の運営・管理に関し、部局責任者を置く。

2 部局責任者は、部局等の長をもって充てる。

3 部局責任者は、当該部局の職員等に対し、不正行為等の防止及び研究者倫理向上のための啓発その他必要な措置を講じなければならない。

(通報等窓口)

第6条 本学における不正行為等に関する通報及び告発（以下「通報等」という。）の窓口を設置する。

2 通報等の方法は、原則として顕名とし、不正行為等を行ったとする職員等及び職員等グループ、不正行為等の態様、事案の内容等が明示され、かつ研究活動の不正行為については不正とする科学的合理的理由を示した書面、電話、FAX、電子メール又は面談によるものとする。

3 前項にかかわらず、匿名による通報等であった場合においても、その内容によっては顕名による通報等に準じて扱うことができる。

4 通報等の受付にあたっては、通報等の内容及び通報者の秘密を守るため、関係者は、その秘密を漏らしてはならない。

5 通報等された事案は、速やかに統括管理責任者に通知されなければならない。

(予備調査)

第7条 統括管理責任者は、不正行為等に関する通報等があったときは、被通報者の所属する部局又は他機関の長に通知するとともに、当該通報等の研究分野に知識と理解のある学内の研究者等の協力を得て、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 予備調査は、通報等の内容の合理性、事実関係、調査可能性等について行うものとする。

3 統括管理責任者は、通報等のあった日から概ね30勤務日以内に予備調査結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の予備調査報告により不正行為等の存在の可能性が認められた場合は、本調査を行うため第8条に定める研究活動不正行為等調査委員会を速やかに設置するとともに、その旨を通報者、被通報者並びに当該通報者、当該被通報者が所属する部局の長に通知するほか、当該通報等に係る資金配分機関に通知する。

5 学長は、前項の予備調査報告により不正行為等の可能性が認められない場合は、理由を付してその旨を通報者、被通報者並びに当該通報者、当該被通報者が所属する部局の長に通知するほか、当該通報等に係る資金配分機関に通知する。

(研究活動不正行為等調査委員会)

第8条 研究活動不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成するものとする。ただし、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者は、除外しなければならない。

(1) 学長が指名する理事 1名

(2) 学長が指名する教育研究評議会評議員 2名

(3) 学長が指名する当該事案の研究分野に知識と理解のある研究者等 若干名

(4) その他学長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号の委員のうち、1人は学外者を充てるものとする。

3 調査委員会は、本調査実施の決定後30勤務日以内に調査を開始するものとする。

4 調査委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

5 調査委員会は、被通報者が本学に所属する者でない場合、又は本学による調査の実施が極めて困難であり、かつ、当該通報等に係る資金配分機関が特に認めた場合は、当該資金配分機関に調査を委託することができる。

(委員長等)

第9条 調査委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、調査委員会を主宰する。

3 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(弁明の聴取)

第10条 調査委員会は、被通報者の弁明を聴取しなければならない。

2 被通報者は、調査委員会に対して自己の責任において科学的根拠等を示して説明しなければならない。

(調査結果の報告)

第11条 調査委員会は、調査開始後、概ね120勤務日以内に次の各号に掲げる調査結果を学長に報告するものとする。

- (1) 不正行為等が行われたか否か
- (2) 不正行為等が認定された場合は、その内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合い、不正行為等の存在が認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 不正行為等がなかったと認定された場合は、通報等が悪意に基づくものであるか否か。

(調査結果の通知)

第12条 学長は、前条の調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為等に関与したと認められた者を含む。以下同じ。）、並びに被通報者が所属する部局の長及び当該通報等に係る資金配分機関に通知する。

2 前条の調査結果により、当該通報等が悪意に基づくものと認定された場合は、通報者の所属する部局の長にその旨を通知する。

(不服申立)

第13条 不正行為等が認定された被通報者及び通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、通知された調査結果の内容について不服があるときは、通知を受理した日から起算して10勤務日以内に、学長に対して文書により不服申立てを行うことができる。

(再審査)

第14条 学長は、前条の不服申立てを受理したときは、調査委員会に不服申立ての審査を命ずるものとする。

2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該通報等の再審査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに学長に報告するものとする。

3 調査委員会は、再審査を行うと決定した場合には、速やかに再調査を行うものとし、被通報者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わない等の場合は、再調査を打ち切ることができる。

4 調査委員会は、再審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

(再審査の通知)

第15条 学長は、再審査結果を不服申立てを行った者に通知するものとする。

(再審査不服申立)

第16条 不服申立てを行った者は、前条の審査結果に対し、不服申立てはできない。

(認定を受けた者の処分)

第17条 学長は、調査委員会の調査結果に基づき、被通報者の不正行為等の事実を認定したときは、原則として調査結果の概要を公表するとともに、本学就業規則等に定める手続きを経て、不正行為等の認定を受けた者（以下「不正認定者」という。）としての処分を決定するものとする。

2 学長は、調査委員会の調査結果に基づき、悪意による通報等があったと認定したときは、原則として通報者の所属及び氏名を公表するとともに、本学就業規則等に定める手続きを経て必要な措置を講じるものとする。

3 学長は、前2項による公表内容に学生等が含まれている場合は、当該学生等が所属する部局の長と協議し、適切な配慮を行う。

(研究費使用の禁止)

第18条 学長は、不正認定者には、処分が確定するまでの間、研究費（研究機器の維持経費等を除く。）の使用を禁止するものとする。

(研究費の返還等)

第19条 学長は、法令に定めのあるもののほか、不正認定者には、既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることができる。

2 学長は、不正行為等が行われたと認定された論文等の取下げを勧告する。

(不正行為等が認定されなかった場合の対応措置)

第20条 学長は、調査結果に基づき、被通報者の不正行為等の事実はないと認定したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- (1) 不正行為等に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- (2) 調査関係者へ被通報者の研究活動等が適正であることの通知
- (3) その他名誉回復のため必要な措置

(通報者等の保護)

第21条 学長は、通報者に対して、悪意に基づく通報等であることが認定されない限り、単に通報等を行ったこ

とを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格等を行ってはならない。

- 2 学長は、被通報者に対して、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、研究活動の全面禁止、又は解雇や配置転換、懲戒処分、降格等を行ってはならない。

(秘密保持)

- 第22条 調査関係者は、この規則に定める不正行為等の調査等に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

- 第23条 この規則の庶務は、関係部局の協力を得て社会連携推進課において処理する。

(雑則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成19年9月25日から施行する。

### ◎東京芸術大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要項の一部を改正する要項の制定について

(改正理由)

契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、技術検査の要領について定める。

(審議経過)

平成19年10月9日 事務協議会

#### ○東京芸術大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要項の一部を改正する要項 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 旧                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○東京芸術大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要項</p> <p>(略)</p> <p>(建設産業における生産システムの合理化への配慮)</p> <p>第12条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化について(文教施設部長通知国施第6号 平成3年3月1日)の規定に配慮するものとする。</p> <p><u>(技術検査要領)</u></p> <p>第13条 技術検査要領については、技術検査要領の制定について(文教施設企画部長通知18文科施第625号 平成19年3月29日)の規定を準用するものとする。</p> <p><u>なお、同規程中、「文部科学省」を「東京芸術大学」に、「工事成績評定要領」を「第6条の規定」に、「会計法」を「東京芸術大学会計通則」に、「支出負担行為担当官」を「学長」と、それぞれ読替えるものとする。</u></p> <p><u>(技術検査要領の運用)</u></p> <p>第14条 技術検査要領の運用については、技術検査要領の運用について(契約情報室長通知18施施</p> | <p>○東京芸術大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要項</p> <p>(略)</p> <p>(建設産業における生産システムの合理化への配慮)</p> <p>第12条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化について(文教施設部長通知国施第6号 平成3年3月1日)の規定に配慮するものとする。</p> |

企第67号 平成19年3月29日)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「学長」と読替えるものとする。

(略)

附 則

この要項は、平成19年10月11日から施行する。

(略)

## ◎東京芸術大学における無記名 I C カード乗車券の取扱に関する基準の制定について

### (制定理由)

事務の省力化及び予算の効率的な執行の観点から、都内近郊への出張にかかる交通費の支払いのため無記名 I C カード (S u i c a 乗車券) を導入し、その取扱いについて必要な事項を定めるため。

### (主な内容)

無記名 I C カード乗車券の管理方法や使用手続き、使用の制限等について定める。

### (申し合わせ事項)

本基準による S u i c a 乗車券と個人の S u i c a 定期券との併用は可能であるが、改札機による自動精算ができないため、有人窓口で精算処理をすることとなり、その手間と時間を要することとなる。

S u i c a 乗車券の導入の趣旨から言っても、事務が繁雑になるのは好ましくなく、また、使用者が使いやすいものにする必要があることから、原則的には、本基準による S u i c a 乗車券のみを使用するものとする。

なお、このことは、併用することをすべて否定する趣旨ではないので、乗り換えて定期券のみで使用が可能な場合は、区分して使用することとする。

### ○東京芸術大学における無記名 I C カード乗車券の取扱に関する基準

平成19年10月17日学長裁定

### (目的)

第1条 この基準は、都内近郊への出張にかかる交通費の支払いのための無記名 I C カード乗車券 (以下「S u i c a 乗車券」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、事務の省力化及び予算の効率的な執行を図ることを目的とする。

### (使用手続き)

第2条 出張者は、各部局の会計担当 (以下「会計担当」という。)から S u i c a 乗車券の貸出を受け使用するものとする。また、使用後は、原則として、利用履歴の印字を行い、S u i c a 乗車券とともに返却するものとする。

### (管理)

第3条 会計担当は、S u i c a 乗車券出納簿 (別紙様式) により管理を行い、使用の状況により、随時に小口現金での支払いを受け、入金 (チャージ) を行うものとする。

また、毎月末、棚卸資産残高一覧表を作成し、経理責任者へ報告するものとする。

### (会計処理)

第4条 費用勘定の旅費交通費への計上は、購入又は入金 (チャージ) をした際に行うものとする。

### (使用制限)

第5条 S u i c a 乗車券の使用は、運賃に限るものとする。誤って商品等の購入に使用した場合は、現金にて返還するものとする。

### (紛失)

第6条 S u i c a 乗車券を使用中に紛失した場合は、現金の紛失に準じて処理するものとする。

## 附 則

この基準は、平成19年10月17日から施行する。

## ◎東京芸術大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項の制定について

## (制定理由)

本学における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約に関し、業者に対し取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定めるため。

## (主な内容)

業者が取引停止の措置要件に該当する事案が生じた場合の取引停止の期間やその手続きについて定める。

## (審議経過)

平成19年10月9日 事務協議会

## ○東京芸術大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項

平成19年10月9日学長裁定

## (目的)

第1条 この要項は、本学における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

## (取引停止の措置)

第3条 会計課長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 会計課長は、前項の措置を講じた場合は、直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を学長に報告するものとする。

## (取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 会計課長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 会計課長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

6 会計課長が第4項及び第5項の措置を講じた場合の学長への報告は、第3条第2項の規定を準用する。

## (指名等の取消し)

第5条 会計課長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 会計課長は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の公表)

第6条 会計課長は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

2 会計課長は、第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 会計課長は、取引停止の期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 会計課長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月9日から施行する。

別表 取引停止の措置基準

| 措 置 要 件                                                                                                  | 期 間                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| (虚偽記載)                                                                                                   |                              |
| 1 本学発注の購入等契約に係る手続きにおいて、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。                            | 当該認定をした日から<br>1か月以上6か月以内     |
| (贈賄)                                                                                                     |                              |
| 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。                                            | 逮捕又は公訴を知った<br>日から            |
| イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）                                     | 4か月以上12か月以内                  |
| ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）                              | 3か月以上9か月以内                   |
| ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）                                                                        | 2か月以上6か月以内                   |
| 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。                                  | 逮捕又は公訴を知った<br>日から            |
| イ 代表役員等                                                                                                  | 4か月以上12か月以内                  |
| ロ 一般役員等                                                                                                  | 1か月以上6か月以内                   |
| ハ 使用人                                                                                                    | 1か月以上3か月以内                   |
| (独占禁止法違反行為)                                                                                              |                              |
| 4 本学との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>3か月以上9か月以内     |
| 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                                  | 当該認定をした日から<br>1か月以上9か月以内     |
| (競争入札妨害又は談合)                                                                                             |                              |
| 6 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 | 逮捕又は公訴を知った<br>日から1か月以上12か月以内 |
| (不正又は不誠実な行為)                                                                                             |                              |

|                                                                                                         |                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                            | 当該認定をした日から<br>1 か月以上 9 か月以内 |
| 8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1 か月以上 9 か月以内 |

## ◎東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則等の制定について

(制定理由)

現行の「東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則」では、範囲が特許権と実用新案権に限定されていること、また、発明等の管理及び実施等についても言及されていないことから、同規則を廃止し、改めて大学が承継する本学の役職員等が行った職務発明等に係る発明等について制定し、知的財産権の範囲、手続き、管理、実施、補償等について整備する。

(制定規則) 東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則

(主な内容)

- 1 大学が継承する知的財産権の範囲を「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、「商標権」、「回路配置権」、「著作権」、「育成者権」、「ノウハウ」及び「成果有体物」とする。
- 2 権利の帰属、発明等の届出及び受理、不服申立て、補償金、発明等の管理及び実施等について整備する。
- 3 「東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則」を廃止する。

(改正規則) 東京芸術大学職員就業規則

東京芸術大学寄附講座規則

東京芸術大学招聘教員就業規則

東京芸術大学寄附金取扱規則

東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則

(主な内容)

「東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則」(平成16年4月1日制定)の廃止及び、「東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則」の制定に伴う条文整備を行う。

(審議経過)

平成19年9月4日 事務協議会

平成19年9月7日 学内周知

平成19年9月6日 教授会(音楽学部)

平成19年9月13日 教授会(美術学部)

平成19年9月13日 教授会(映像研究科)

平成19年9月19日 教育研究評議会、役員会

## ○東京芸術大学職員就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                 | 旧                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○東京芸術大学職員就業規則</p> <p>(略)</p> <p>第5章 知的財産権<br/>(知的財産権)</p> <p>第39条 知的財産権について必要な事項は、別に定める「東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則」による。</p> <p>(略)</p> <p>附 則<br/>この規則は、平成19年9月25日から施行する。</p> | <p>○東京芸術大学職員就業規則</p> <p>(略)</p> <p>第5章 知的所有権<br/>(知的所有権)</p> <p>第39条 知的所有権について必要な事項は、別に定める「東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則」による。</p> <p>(略)</p> |

## ○東京芸術大学寄附講座規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                      | 旧                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○東京芸術大学寄附講座規則</p> <p>(略)</p> <p>(知的財産権の取扱い)</p> <p>第15条 寄附講座教員が行った発明等に係る知的財産権の取扱いについては、東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則<br/>この規則は、平成19年9月25日から施行する。</p> | <p>○東京芸術大学寄附講座規則</p> <p>(略)</p> <p>(発明に係る特許等の取扱い)</p> <p>第15条 寄附講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> |

## ○東京芸術大学招聘教員就業規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 新                                                                                                                                      | 旧                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○東京芸術大学招聘教員就業規則</p> <p>(略)</p> <p>第12章 知的財産権<br/>(知的財産権の取扱い)</p> <p>第60条 知的財産権について必要な事項は、別に定める「東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則」による。</p> | <p>○東京芸術大学招聘教員就業規則</p> <p>(略)</p> <p>第12章 知的所有権<br/>(知的所有権の取扱い)</p> <p>第60条 知的所有権について必要な事項は、別に定める「東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則」による。</p> |

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| (略)                                       | (略) |
| <p>附 則</p> <p>この規則は、平成19年9月25日から施行する。</p> |     |

○東京芸術大学寄附金取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                  | 旧                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○東京芸術大学寄附金取扱規則</p> <p>(略)</p> <p>(知的財産権の取扱い)</p> <p>第11条 学長は、寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を得たときは、東京芸術大学固定資産管理規則及び<u>東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則</u>により管理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成19年9月25日から施行する。</p> | <p>○東京芸術大学寄附金取扱規則</p> <p>(略)</p> <p>(特許権等の大学帰属)</p> <p>第11条 学長は、寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を得たときは、東京芸術大学固定資産管理規則及び<u>東京芸術大学役職員の発明に係る特許権等の取扱いに関する規則</u>により管理するものとする。</p> <p>(略)</p> |

○東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則</p> <p>(略)</p> <p>(発明等の出願)</p> <p>第15条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>2 学長又は民間機関等の長は、共同研究担当者又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、<u>出願等</u>を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。</p> <p>3 学長及び民間機関等の長は、共同研究担当者及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、<u>出願等</u>を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から<u>知的財産権</u>を受ける権利を承継した</p> | <p>○東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則</p> <p>(略)</p> <p>(特許の出願)</p> <p>第15条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>2 学長又は民間機関等の長は、共同研究担当者又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、<u>特許出願等</u>を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。</p> <p>3 学長及び民間機関等の長は、共同研究担当者及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、<u>特許出願</u>を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から<u>特許</u>を受ける権利を承継した場合</p> |

場合は、学長が単独で出願を行うものとする。

- 4 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合は、共同研究担当者が民間等共同研究員と合意予定の持分案について、「東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則」に定める研究推進室に諮問するものとする。

(知的財産権の実施)

第16条 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した発明等を受ける権利又はこれに基づき取得した知的財産権（以下「本学が承継した知的財産権」という。）を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、民間機関等との共有に係る発明等を受ける権利又はこれに基づき取得した知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）を民間機関等の同意を得て、民間機関等の指定する者又は、学長の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 3 学長は、本学が承継した知的財産権を民間機関等又は民間機関等の指定する者が優先の実施の期間中、その第2年次以降において、正当な理由なく実施しないとき、又民間機関等との共有に係る知的財産権を民間機関等の指定する者又は学長が指定する者が優先の実施の期間中、その2年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、民間機関等、民間機関等の指定する者及び学長の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 4 学長は、第1項及び第2項の規定における優先の実施期間を更新する場合の扱いに当たっては、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮の上取り扱うものとする。

(実施料)

第17条 前条第1項、第2項又は第3項の規定により、本学が継承した知的財産権の実施を許諾したとき、又は共有に係る知的財産権を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、共同研究

は、学長が単独で出願を行うものとする。

- 4 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合は、共同研究担当者が民間等共同研究員と合意予定の持分案について、「東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則」に定める研究推進室に諮問するものとする。

(特許権等の実施)

第16条 学長は、共同研究の結果生じた特許につき、本学が承継した発明等を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「本学が承継した特許権等」という。）を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の同意を得て、民間機関等の指定する者又は、学長の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 3 学長は、本学が承継した特許権等を民間機関等又は民間機関等の指定する者が優先の実施の期間中、その第2年次以降において、正当な理由なく実施しないとき、又民間機関等との共有に係る特許権等を民間機関等の指定する者又は学長が指定する者が優先の実施の期間中、その2年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、民間機関等、民間機関等の指定する者及び学長の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

- 4 学長は、第1項及び第2項の規定における優先の実施期間を更新する場合の扱いに当たっては、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮の上取り扱うものとする。

(実施料)

第17条 前条第1項、第2項又は第3項の規定により、本学が継承した特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第18条 実用新案権等の取扱いについては、第15条、第16条及び第17条の規定に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、共同研究

の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(略)

#### 附 則

この規則は、平成19年9月25日から施行する。

の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(略)

### ○東京芸術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則

平成19年9月25日制定

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規則は、本学の役職員等が創作した発明等に係る知的財産権の取扱い等について基本的事項を定め、もって、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、その振興に資することを目的とする。

##### (用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
- ロ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案
- ハ 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠
- ニ 商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に規定する商標
- ホ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路の創作
- ヘ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラム及び同項第10号の3に規定するデータベースの創作
- ト 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成
- チ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値を有するもの（以下「ノウハウ」という。）の案出
- リ 研究の過程において得られた材料、試料、試作品、モデル品、実験装置、並びに各種研究成果情報・結果を記録した電子記録媒体、紙記録媒体であって、学術的又は財産的価値があるもの（以下「成果有体物」という。）の創作又は取得

(2)「職務発明等」とは、本学又は公的機関等から支給された研究経費（外部機関等との共同研究、受託研究、受託事業、寄附金等を含む。）により行う研究及び本学が管理する施設設備を利用して行う研究に基づき、役職員等が創作した発明等をいう。

(3)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国におけるこれらに相当する権利
- ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらに相当する権利
- ハ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同項第10号の3のデータベースの著作物に係る同法第21条から第28条までに規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ニ 技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるもので、学長が特に指定するノウハウの権利
- ホ 研究により生じた物質、細胞株、実験動物等の新たな研究資材であって、学術的・財産的価値その他価値のある成果有体物（著作権に関するものを除く。）に関する権利

(4)「役職員等」とは、本学の役員、本学と雇用関係にある職員及び本学と研究に係る契約関係にある者をいう。

(5)「発明者」とは、職務発明等を行った役職員等をいう。

(6)「出願等」とは、特許出願及び登録出願等の発明等に関して法令で定められた権利保護のために必要な手続き

を行うことをいう。

(7)「知的財産権の実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び第19号に定められる行為並びにノウハウ及び成果有体物の利用をいう。

(権利の帰属)

第3条 本学は、役職員等が行った職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、本学が認めるときは、役職員等に帰属させることができる。

## 第2章 届出及び受理等

(届出及び受理)

第4条 役職員等は、職務発明等に該当すると思われる発明等の創作を行ったときは、速やかに「発明等創作届出書」(別紙様式1)を学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに「発明等創作届書受理通知書」(別紙様式2)を当該役職員等に通知するものとする。

(権利の帰属の決定)

第5条 学長は、役職員等から前条に規定する届出があったときは、当該発明等に関する職務発明等の認否、本学への承継の可否、承継する場合の本学の持分割合等について研究推進室に諮問し、帰属の決定をするものとする。

2 学長は、前項の規定により研究推進室の報告を受け、当該発明等に関する決定をしたときは、「創作された発明等の決定通知書」(別紙様式3)を当該役職員等及びその所属部局長に通知するものとする。

(研究推進室の職務)

第6条 研究推進室は、学長からの諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 届出があった発明等について、職務発明等に該当するか否かの審査
- (2) 職務発明等に該当した場合、本学が当該発明等を承継するか否かの審査
- (3) 本学が当該発明等を承継した場合の本学の持分割合に関する事項
- (4) 任意譲渡申出による発明等並びに知的財産権について、本学が承継するか否かの審査
- (5) 当該職務発明等の技術的評価に関する事項
- (6) 発明等の発明者等の確定に係る事項
- (7) 発明等が出願し得る要件を具備しているか否かの審査
- (8) 補償金等の支払いに関する事項
- (9) 本学が承継した発明等の管理及び処分の審査
- (10) 本学が承継した発明等をめぐる紛争、訴訟等に関する事項
- (11) その他学長が必要と認める事項

(異議の申立て)

第7条 役職員等は、第5条第1項による学長の決定に異議があるときは、通知を受けたときから2週間以内に異議申立書(別紙様式4)を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申し立てがあったときは、知的財産権審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、同審査委員会の意見を徴した上で、申し立ての当否を決定するものとする。

3 学長は、前項の決定を当該役職員等及び研究推進室に通知するものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事(総務担当)
  - (2) 研究推進室長
  - (3) 学長が指名する者 若干名
- 2 審査委員会に委員長を置き、理事(総務担当)をもって充てる。
- (1) 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
  - (2) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 3 審査委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会は、前項の審議を行うに当たっては、当該申立てを行った役職員等から不服等の内容を十分聴取するとともに、関係者から事情を聴取し、公平に対応するものとする。
- 5 審査委員会は、審議を終えたときは、審議結果を文書により学長に報告しなければならない。

## (任意譲渡)

第9条 役職員等は、学長に対して役職員等が所持している知的財産権及び著作権法の著作物に規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

(第2条第1項第3号ハを除く)の譲渡を申し出ることができる。

2 当該役職員等から前項の規定による申し出があった場合は、第5条第1項及び2項の規定を準用する。

## (権利譲渡書の提出)

第10条 役職員等からの届出による発明等及び知的財産権について、第5条第1項の規定に基づき本学が職務発明等に該当し承継すると決定したときは、発明者は、「権利譲渡書」(別紙様式5)を学長に提出しなければならない。

## (制限行為)

第11条 役職員等は、学長に届出された発明等について職務発明等に該当しないと決定した、又は職務発明等であるがその権利を本学が承継しないと決定した後でなければ、自らが出願等又は当該発明等に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

## 第3章 発明等の取得及び管理等

## (知的財産権の取得及び管理)

第12条 学長は本学が承継すると決定した発明等については、速やかに出願等の手続を行い適正に管理するものとする。

2 本学に帰属する発明等の出願及び権利維持費用は、原則として本学が負担する。

3 学長は、発明者等に対し発明等に関する公表を一定期間行わないことを求めることができる。

4 学長は、第1項の出願等の手続が完了したときは、その旨を速やかに当該発明者等に通知するものとする。

## (協力義務)

第13条 発明者等は、第4条第1項の規定に基づき届出をした発明等について、本学から出願等に関する協力等を依頼されたときは、これに応じるよう努めるものとする。

## (知的財産権の実施)

第14条 学長は、本学が所有する知的財産権又は発明等を承継し出願中のものの効率的な運用を図るため、大学はもとより大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)に基づく承認を受けた技術移転事業者等を活用することにより、知的財産権の実施の促進に努めるものとする。

2 学長は、所有する知的財産権に対して実施契約の申し込みを受けたときは、研究推進室の議に基づき、その実施契約を締結するものとする。

3 学長は、前項による実施契約を締結するときは、契約の目的及び金額、履行方法等その他必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。

4 学長は、第2項の実施契約を締結したときは、実施契約通知書(別紙様式6)により発明者等に通知するものとする。

## 第4章 補償

## (補償金の支払い)

第15条 学長は、役職員等が創作した知的財産権を承継した場合で、次のいずれかに該当するときは、当該発明者等に対し補償金を支払う。

(1) 知的財産権について出願等をしたとき

(2) 知的財産権の実施又は処分により収入を得たとき

2 知的財産権について出願等をしたときに支払われる補償金(「出願等補償金」という。)は、別表1に定めるところにより支払う。

3 知的財産権の実施又は処分により収入を得たときに支払われる補償金(「実施等補償金」という。)は、当該収入から当該知的財産権の出願等及び維持に要した費用を差し引いた額の50%相当額を支払う。

## (共同発明者に対する補償)

第16条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者等が2人以上あるときは、第10条に定める権利譲渡書に記載されたそれぞれの持分割合に応じて支払うものとする。

## (転退職者等又は死亡したときの補償)

第17条 第15条に定める補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者等が転職又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者等が死亡したときには、当該権利は、その相続人が承継する。

#### 第5章 雑則

##### (秘密の保持)

第18条 発明者、研究推進室員等の関係者は、当該発明等の事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者等が合意のうえ公表する場合及び本学又は発明者等の責によらずして公知となった場合はこの限りでない。

##### (退職後の取扱い)

第19条 役職員等が退職した場合においても、当該発明等が本学における職務発明等に該当する場合の取扱いについては、この規則を適用するものとする。

##### (外国出願の取扱い)

第20条 この規則は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関しても準用する。

##### (事務)

第21条 この規則に関する事務は、社会連携推進課が行う。

##### (その他)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に学長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成19年9月25日から施行する。

2 東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

別表1 出願等補償金（第15条第2項関係）

| 知的財産権名  | 承継時（円） | 出願時（円） | 登録時（円） | 備 考                |
|---------|--------|--------|--------|--------------------|
| 特許権     | —      | 5,000  | 10,000 |                    |
| 実用新案権   | —      | 5,000  | 10,000 |                    |
| 意匠権     | —      | 5,000  | 10,000 |                    |
| 商標権     | —      | 5,000  | 10,000 |                    |
| 回路配置利用権 | —      | —      | 10,000 |                    |
| 種苗育成者権  | —      | 5,000  | 10,000 |                    |
| 著作権     | 10,000 | —      | —      | 有償使用が見込まれる場合に承継する。 |
| ノウハウ    | 5,000  | —      | —      |                    |
| 成果有体物   | 5,000  | —      | —      |                    |

## 別紙様式 1

## 発明等創作届出書

届出整理番号：

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京芸術大学長 殿

所属・職名

氏 名

印

※ (創作者が複数の場合は、連記すること。)

このたび、下記の発明等を創作しましたので、「東京芸術大学役職員の発明等に係る知的財産権の取扱規則」に基づき届け出ます。

## 記

## 1. 発明等の種類 (いずれかに○を付ける)

発明・考案・創作 (意匠、商標、回路配置利用権、データベース等)・育成 (品種登録)・案出 (ノウハウ)・成果有体物 (創作又は取得)

## 2. 発明等の名称

## 3. 発明等の概要

(明確にかつ簡潔に記載する。必要がある場合は、図面及びその図面の簡単な説明を添付する。)

## 4. 発明等の創作を行った者 (所属、職名、氏名)

| 創作者   | 所属部局等名 | 職 名 | 氏 名 | 貢献度 (%) |
|-------|--------|-----|-----|---------|
| 代表創作者 |        |     |     | %       |
| 共同創作者 |        |     |     | %       |
| 共同創作者 |        |     |     | %       |

(創作者が複数いる場合は、知的財産の創作を行った者の貢献度 (%) を記入し、貢献度は全部で100%とする。)

## 5. 発明等の発生母体

- ① 研究形態 (自主研究、○○との共同研究、○○からの受託研究、その他)
- ② 契約の有無 (○○との共同研究契約、○○との受託研究契約あり)
- ③ 共同出願の必要性 (共同出願の必要性なし、○○との共同出願の必要性あり)

## 6. 発明等の創作に要した経費の名称及び発明等に要した金額

- ① 使用した経費名称
- ② 研究経費総額
- ③ 発明等の創作に要した金額

## 7. 研究に使用した施設・設備

(知的財産の創作に至るまでの研究について、その行った場所及び使用した施設について具体的に記載する。)

## 8. 発明等の発表状況

- ☐ 未発表  
(発表の予定がある場合は発表予定年月日及び発表予定学会名等を記載する。)
- ☐ 発表済  
(発表年月日及び発表学会名等を記載し、参考資料があれば添付する。)

## 9. 実施 (企業化) の可能性等

- ☐ 可能性あり

(実施可能性のある企業がある場合はその名称： )

☐ 可能性は不明

1 0. 出願の緊急度

(緊急に出願を行う必要がある場合には、その理由を付して出願の期限を記入する。)

1 1. 審査請求の希望時期

1 2. 外国出願の必要性がある場合は、理由及び出願希望国名

1 3. その他参考となる事項等

別紙様式 2

発明等創作届出書受理通知書

届出整理番号：

(元号) 年 月 日

届出人

所属・職名

氏 名

殿

国立大学法人東京芸術大学長

発明等の名称：

(元号) 年 月 日付け貴殿より届出のあった上記発明等創作届出書は受理いたしました。おって職務発明等の有無等に関し審査の結果をご連絡いたします。

## 別紙様式 3

## 創作された発明等の決定通知書

文書番号：

(元号) 年 月 日

所属・職名

氏 名

殿

※（知的財産の創作に係る届け出者が複数の場合は、連記による。）

国立大学法人東京芸術大学長

下記のとおり決定しましたので通知します。

記

発明等の名称

職務発明等に ☐ 該当 ☐ 非該当☐ 本学が発明等を承継する。

持分割合

| 帰 属 先        | 持分割合 |
|--------------|------|
| 国立大学法人東京芸術大学 | %    |
|              | %    |
|              | %    |

☐ 本学は発明等を承継しない。

## 別紙様式 4

## 意義申立書

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京芸術大学長 殿

所属・職名

氏 名

殿

発明等に係る権利の帰属について、次のとおり異議を申し立てます。

記

1. 発明等の名称及び届出整理番号
2. 異議申立の内容（具体的に記載すること。）

## 別紙様式 5

## 権利譲渡書

(元号) 年 月 日

## 譲受者

国立大学法人東京芸術大学長 殿

譲渡者は、国立大学法人東京芸術大学が承継すると決定した下記の発明等に関する日本及び諸外国で特許権、実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の登録を受ける権利及びそれにより取得される一切の知的財産権を国立大学法人東京芸術大学に譲渡します。

## (譲渡者)

現住所

所属・職名

氏 名 印

※(譲渡者が複数の場合は、連記してください。)

## 記

1. 発明等(発明・考案・意匠にかかる物品、その他の知的財産権の創作物)の名称

2. 発明等の決定通知番号及び通知日

決定通知番号: 第 号 通知日: (元号) 年 月 日

3. 持分割合

| 発明者   | 所属部局等名 | 職 名 | 氏 名 | 持分割合 (%) |
|-------|--------|-----|-----|----------|
| 代表発明者 |        |     |     | %        |
| 共同発明者 |        |     |     | %        |
| 共同発明者 |        |     |     | %        |

(発明者が複数いる場合は、発明等をした者の持分割合(%)を記入し、持分割合は全部で100%とする。)

## 別紙様式 6

## 実施契約通知書

文書番号:

(元号) 年 月 日

殿

国立大学法人東京芸術大学長

下記の知的財産権の実施について、別紙契約書のとおり実施契約を締結しましたので通知します。

## 記

1. 知的財産権の名称

2. 知的財産権登録番号

## 諸 会 議

### — 事 務 局 —

#### ◎広報室

平成19年10月15日（月）

##### 〔議 題〕

1. 年度計画の進捗状況について
2. 学長裁量経費の配分について
3. 学科単位の企画展覧会、演奏会情報及び学生生活の展覧会や演奏会などの集約を図るシステムについて

#### ◎安全衛生委員会

平成19年10月17日（水）

##### 〔報告及び連絡事項〕

1. 国立大学法人等安全管理協議会参加報告
2. 平成19年度大学マネージメントセミナー（労働安全衛生編）参加報告
3. 労働安全衛生関係ポスターの掲示状況について
4. 美術学部の労働災害発生について
5. 取手校地の消防訓練実施予定について
6. 巡視報告
7. その他
8. 取手校地について
9. 横浜校地について
10. 千住校地について

#### ◎企画・評価室

平成19年10月18日（木）

##### 〔議 題〕

1. 平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果により指摘のあった課題の改善について
2. 国立大学法人東京芸術大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更について
3. 「平成19年度計画進捗状況調べ」への回答と今後の課題について
4. 東京芸術大学在学生「学習と学生生活」アンケート2007の結果について
5. 次期中期目標・中期計画期間に向けての意見交換について

#### ◎教育研究評議会

平成19年10月18日（木）

##### 〔議 題〕

1. 教員人事について
2. 教務事務システムの再構築について

##### 〔報告及び連絡事項〕

1. 東京芸術大学創立120周年記念式典・祝賀会の終了について
2. 日中韓芸術大学交流事業「藝大アーツ・サミット'07」の終了について
3. 平成18年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
4. 大学院映像研究科アニメーション専攻（M）設置に係る補正計画書の提出について
5. 任期更新の希望確認について
6. 東京芸術大学創立120周年記念事業募金の受入状況について
7. 海外渡航について

#### ◎役員会

平成19年10月18日（木）

##### 〔議 題〕

1. 経営協議会の議題について
2. 教務事務システムの再構築について

##### 〔理事室等活動報告〕

1. 理事（教育担当）
2. 理事（研究担当）
3. 理事（総務担当）
4. 理事（学長特命担当）
5. 学長特命（記念事業担当）
6. 学長特命（国際交流担当）

##### 〔報告及び連絡事項〕

1. 教育研究評議会について
2. 東京芸術大学創立120周年記念式典・祝賀会の終了について
3. 日中韓芸術大学交流事業「藝大アーツ・サミット'07」の終了について
4. 平成18年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
5. 東京芸術大学大学院映像研究科アニメーション専攻設置計画書に係る補正計画書について
6. 平成18事業年度財務諸表の承認について
7. 国立大学法人の財務等に関する説明会について
8. 平成19年度寄附金受入状況について
9. 平成19年度寄附金受入状況について
10. その他

## — 美術学部 —

## ◎美術学部人事委員会

平成19年10月9日（火）

## 〔議題〕

1. 教員の人事について
2. その他

## ◎美術学部教務委員会

平成19年10月9日（火）

## 〔議題〕

1. 学生の身分異動について
2. 短期交換留学終了者の単位認定について
3. シラバスのウェブ公開について
4. 平成19年度後期修学援助者の推薦について
5. 平成20年度講義室の使用について
6. 平成20年度シラバス作成スケジュール（案）について
7. 平成19年度67歳を超える非常勤講師の採用について

## ◎美術学部運営委員会

平成19年10月9日（火）

## 〔議題〕

1. 創立120周年記念事業について
2. 取手校地の今後について
3. 奨学寄附金の受入について
4. その他

## ◎美術学部入試運営委員会

平成19年10月11日（木）

## 〔議題〕

1. 平成20年度学生募集要項（案）について
2. 学部の前期日程移行について
3. 博士入試の語学試験について
4. 9月入学について

## ◎大学院美術研究科委員会

平成19年10月11日（木）

## 〔協議事項〕

1. 学生の身分異動について
2. その他

## ◎美術学部教授会

平成19年10月11日（木）

## 〔協議事項〕

1. 教員の人事について
2. 67歳を超える非常勤講師の委嘱について
3. 学生の身分異動について

4. 学内奨学金の推薦について
5. 受託研究の受入について
6. その他

## 〔報告事項〕

1. 理事報告
2. 各種委員会等報告
  - 教務委員会（10月9日開催）
  - 人事委員会（10月9日開催）
  - 入試運営委員会（10月11日開催）
3. 教員の海外渡航について
4. 奨学寄附金の受入について
5. 2007年度グッドデザイン賞受賞について
6. その他

## 〔連絡事項〕

1. 展覧会のご案内
2. 東京藝術大学美術学部外部委員による評価結果報告書について
3. 美術系大学・学部の評価のあり方—評価の視点、尺度を考える
4. 科学研究費補助金説明会の開催について
5. 創作茶席「五色界」展開催期間中における茶道部による茶会開催（有料）について
6. その他

## ◎取手校地安全衛生委員会

平成19年10月12日（金）

## 〔議題〕

1. 今後の日程等（案）について
2. 取手校地構内の巡視について

## ◎美術学部学生生活委員会

平成19年10月18日（木）

## 〔議題〕

1. 平成19年度後期授業料免除・猶予申請について
2. 平成19年度（財）ヒロセ国際奨学金外国人留学生奨学生追加募集について
3. 2008年度（財）平和中島財団外国人留学生奨学生候補者の推薦について
4. 特別講演について
5. 原田賞奨学金基金内規の変更について
6. 日本学生支援機構奨学金緊急・応急採用奨学生の推薦について
7. 日本学生支援機構平成20年度第二種奨学金（海外）予約採用候補者の推薦について

## ◎美術学部卒展運営委員会

平成19年10月25日（木）

## 〔議題〕

1. 博士の出展について

2. 平成19年度各科占有スペースについて
3. 共用スペースの利用希望者について
4. 卒展ポスター、DM、図録について

#### ◎取手校地運営委員会

平成19年10月25日（木）

##### 〔議題〕

1. 取手校地の今後について
2. アートパス取手について
3. 取手校地における野外・公共スペース展示制作の許可に関する申合せ(素案)について
4. 利根川荘利用心得について
5. 取手校地構内樹木の伐採について

#### ◎大学院美術研究科運営委員会

平成19年10月30日（火）

##### 〔議題〕

1. 博士論文の申請について
2. 博士公開審査展について

#### ◎大学院美術研究科拡大運営委員会

平成19年10月30日（火）

##### 〔議題〕

1. 平成19年度課程博士学位本申請者中間報告について

### — 音 楽 学 部 —

#### ◎音楽学部運営会議（拡大入試）

平成19年10月5日（金）

##### 〔審議事項〕

1. 平成20年度大学院（修士課程）入学者選抜試験について

#### ◎音楽学部運営会議（入試）

平成19年10月5日（金）

##### 〔審議事項〕

1. 平成20年度音楽学部、大学別科入試課題曲の決定について
2. 平成20年度学部入試実施予定日について

##### 〔依頼事項〕

1. 外国人留学生のための平成20年度大学院（修士課程）学生募集要項（案）について
2. 平成20年度音楽研究科研究生募集要項（案）について
3. 平成20年度音楽学部科目等履修生募集要項（案）について
4. 平成20年度学部、別科、博士入学試験の採点等

について

5. 平成21年「大学院（修士課程）」入試日程（案）について

#### ◎音楽学部教務委員会・学位委員会

平成19年10月5日（金）

##### <教務委員会>

##### 〔審議事項〕

1. 学生の身分異動について
2. 音楽学部特別講座の実施について
3. 平成19年度後期実技試験の日程（案）について
4. 土日のホール使用について

##### 〔依頼事項〕

1. 平成19年度卒業試験公開演奏会の曲目提出について
2. 平成20年度副科実技履修登録について

##### 〔報告事項〕

1. 音楽学部特別講座の実施報告書について

##### <学位委員会>

##### 〔審議事項〕

1. 課程博士学位論文等審査委員会の審査結果について
2. 課程博士学位論文等予備審査会の結果について
3. 課程博士学位論文等審査委員会の設置について
4. 課程博士学位審査（事前承認願）の取り下げについて

#### ◎音楽学部教授会（含・研究科委員会）

平成19年10月5日（金）

##### 〔議題〕

1. 平成20年度大学院音楽研究科（修士課程）入学試験合格者（作曲専攻を除く）の決定について
2. 67歳超の非常勤講師の委嘱について
3. 論文博士の学位授与について（投票）
4. 奨学寄附金の受け入れについて

##### 〔報告〕

- 理事
- 学部長  
運営会議（運営・人事）（9月13日）
- 評議員  
教育研究評議会（9月19日）
- 各種委員会
  1. 運営会議（拡大入試）（10月5日）
  2. 教務・学位委員会（9月13日）（10月5日）
  3. 芸術活動推進委員会（9月13日）
  4. 総務担当理事所掌室会議
  5. その他の委員会

- 附属音楽高等学校長
- 言語・音声トレーニングセンター長
- 演奏芸術センター長

## 〔報告及び連絡事項〕

1. 演奏会

## ◎音楽学部連絡協議会

平成19年10月11日（木）

## 〔議題〕

1. 附属高校の専攻構成について
2. 平成20年度予算編成方針について
3. 学部組織の見直しについて
4. その他

## ◎音楽学部学生生活委員会

平成19年10月18日（木）

## 〔議題〕

1. 平成19年度後期分授業料免除者の推薦について
2. 平和中島財団外国人留学生奨学生推薦について

## 〔報告及び連絡事項〕

1. 日本学生支援機構第二種奨学金（海外）予約採用候補者の推薦について
2. 上野消防署立入検査結果について

## ◎音楽学部運営会議（入試）

平成19年10月25日（木）

## 〔審議事項〕

1. 平成20年度「大学院音楽研究科（修士課程）」入試の反省について
2. 「平成20年度大学入試センター追試験 試験監督官」選出（案）について
3. 平成20年度「外国人留学生のための大学院（修士課程）」学生募集要項の決定について
4. 平成20年度「大学院音楽研究科（研究生）」学生募集要項の決定について
5. 平成20年度「科目等履修生」学生募集要項の決定について
6. 平成20年度「学部・別科」学生募集要項の決定について
7. 平成20年度「学部・別科・博士入試」採点方法の決定について

## ◎音楽学部運営会議（運営・人事）

平成19年10月25日（木）

## &lt;運営&gt;

## 〔議題〕

1. 連絡協議会の議事について
2. 年度計画の進捗状況について

3. 学生オーケストラ用楽器の購入計画について

## 〔報告事項〕

1. 平成19年度学長裁量経費第二次公募について
2. 科学研究費補助金について
3. 各科学研究費執行状況

## &lt;人事&gt;

## 〔報告事項〕

1. 選考会議の進捗状況について
2. 平成20年度招聘教員・特別招聘教授計画について
3. 平成20年度音楽学部予算と非常勤委嘱計画について

## ◎音楽学部芸術活動推進委員会

平成19年10月25日（木）

## 〔議題〕

1. 演奏依頼
2. 音源使用願について
3. 奏楽堂でのコンサートのテレビ放映の可能性について
4. 藝大出版によるCD制作プロジェクト（案）について
5. 学内における演奏録音物の二次使用について
6. その他

## 〔報告及び連絡事項〕

1. 各科・学生オーケストラ運営委員会・チェンバールオーケストラ運営委員会・管弦楽研究部・オペラ研究部・音研センター・演奏芸術センター報告
2. その他

## 〔演奏会終了報告〕

1. したまち邦楽ワークショップ
2. それいけ！音楽探検隊
3. 高橋節郎先生を偲ぶ会演奏会
4. 木曜コンサート
5. 期待の音大生によるアフタヌーンコンサート
6. 取手市教育委員会主催ミニコンサート
7. オペラセミナー
8. 藝大生による指導（アートステージ妙高推進事業）
9. 取手市小・中学校と交流事業（吹奏楽指導）
10. 文京シビック第5回定期演奏会
11. 日中韓芸術大学交流事業：藝大留学生による演奏会「音の架け橋」
12. 上野・浅草ーにほんの音「藝大生による邦楽フレッシュコンサート」
13. 旧奏楽堂デビューコンサート
14. 石川県立音楽堂 シューベルト・フェスティバル
15. 九段自立プラン総合的な学習

16. オーケストラ・アンサンブル金沢 津幡公演
17. 上野・浅草ーにほんの音「邦楽爛漫」
18. 第2回みやこ町愛郷音楽祭
19. 奏楽堂演奏会

#### ◎音楽学部教務委員会・学位委員会

平成19年10月25日（木）

##### <教務委員会>

###### 〔審議事項〕

1. 学生の身分異動について
2. 音楽学部特別講座の実施について
3. 音楽環境創造科の外国語科目に関する履修改定について
4. 学生の公欠について
5. 音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準（案）について
6. 大学設置基準の一部改正等に伴い検討すべき課題及び対応案について
7. 早期卒業について

###### 〔依頼事項〕

1. 平成20年度副科実技履修登録について
2. 平成20年度和楽器実技履修登録について
3. 新規授業科目開設届について
4. シラバスの作成について

###### 〔報告事項〕

1. 音楽学部特別講座の実施について
2. TAによる楽器体験講座履修者について

##### <学位委員会>

###### 〔審議事項〕

1. 課程博士学位論文等予備審査会の結果について
2. 課程博士学位論文等審査委員会の設置について
3. 復学に伴う通年授業の単位分割について
4. 課程博士学位審査（事前承認願）の取り下げについて
5. 博士リサイタルの実施について
6. 平成19年度大学院音楽研究科修士課程学位審査会演奏GP日程の変更について

###### 〔依頼事項〕

1. 課程博士学位論文等審査委員会の設置依頼について
2. 平成19年度修士課程学位演奏審査プログラムについて

###### 〔報告事項〕

1. 課程博士学位論文等審査会の審査スケジュールについて

#### — 大学院映像研究科 —

#### ◎大学院映像研究科教授会

平成19年10月18日（木）

##### 〔議題〕

1. 平成19年度年度計画の進捗状況について
2. 中期目標期間の業務実績評価に係る報告書の提出について
3. アニメーション専攻「学生募集要項」（案）について
4. 平成19年度（後期分）授業料免除及び徴収猶予候補者の選考・推薦について
5. 平成19年度ティーチング・アシスタントの採用について
6. 平成20年版「映像研究科パンフレット」の作成について

##### 〔報告及び連絡事項〕

1. アニメーション専攻設置計画に係る補正計画書について
2. 任期更新時の再任評価について
3. 映像研究科（修士課程）入学希望者に対する説明会について
4. 修士課程2年次生の「修士学位申請願」の提出について
5. 平成20年度科学研究費補助金の公募について
6. 映像研究科長候補者の選考について
7. 「横浜トリエンナーレ2008」新港埠頭会場の工事について
8. ポケットフィルム・フェスティバルの進行状況について
9. 馬車道コンサートの開催について
10. 映画専攻の研究旅行について
11. 教員の海外渡航について

#### — 大学美術館 —

#### ◎大学美術館運営委員会

平成19年10月18日（木）

##### 〔議題〕

1. 大学美術館所蔵重要文化財の貸出について
2. その他

##### 〔報告及び連絡事項〕

1. 寺崎廣業筆「大仏開眼」の登録抹消について
2. 「金刀比羅宮 書院の美」入館者数
3. 芸大コレクション「歌川広重 名所江戸百景の

すべて」入館者数

4. 「岡倉天心ー芸術教育の歩みー」入館者数
5. 「鉄道のデザイン～過去から現代・未来へ～」  
〔陳列館〕入館者数
6. 「素描展ー思索のなかでー」〔陳列館〕入館者数
7. 「自画像の証言」〔陳列館〕入館者数
8. 「ICHIKENTEN」〔陳列館〕入館者数
9. 「彫刻展示室（田中記念室）」〔正木記念館 1 階〕  
入館者数
10. その他

### — 演奏芸術センター —

#### ◎演奏芸術センター運営委員会

平成19年10月22日（月）

〔議 題〕

1. 08年度演奏会予定について
2. 奏楽堂でのコンサートのテレビ放映の可能性に  
ついて
3. その他

### — 藝大アートプラザ —

#### ◎藝大アートプラザ企画推進室

平成19年10月23日（火）

〔議 題〕

1. 企画提案書について
2. その他

〔報告及び連絡事項〕

1. 藝大アートプラザ運営 業務報告
2. 藝大アートプラザ大賞入賞作品展授賞式の変更  
について
3. 藝大アートプラザ大賞入賞作品展作業日程につ  
いて
4. 附属図書館所蔵貴重資料展絵はがきの販売委託  
について
5. 大学院映像研究科第1回修了制作作品DVDの販  
売委託について

## 大学日誌

自 平成19年10月1日 ～ 至 平成19年10月31日

| 月 日   | 曜 | 行 事                                                                                                                      |
|-------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10. 1 | 月 | 「藝大をいろいろった人々ー附属図書館所蔵貴重資料展」(～10/27)、「上野タウンアートミュージアム プロポーザル 2007」(～10/28)                                                  |
| 4     | 木 | 創立120周年記念式典、創立120周年記念祝賀会、日中韓藝術大学交流事業「藝大アーツ・サミット'07」、「岡倉天心ー芸術教育の歩みー」展(～11/18)                                             |
| 5     | 金 | 岡倉天心展記念シンポジウム(第1回)、(音)運営会議(拡大入試)、(音)運営会議(入試)、(音)教務委員会・学位委員会、(音)教授会(含・研究科委員会)                                             |
| 6     | 土 | 藝大茶会(第1日)                                                                                                                |
| 7     | 日 | 藝大茶会(第2日)                                                                                                                |
| 9     | 火 | (美)人事委員会、(美)教務委員会、(美)運営委員会                                                                                               |
| 10    | 水 | 『日本絵画の謎を解く』出版                                                                                                            |
| 11    | 木 | (美)入試運営委員会、大学院美術研究科委員会、(美)教授会、(音)連絡協議会                                                                                   |
| 12    | 金 | 取手校地安全衛生委員会                                                                                                              |
| 13    | 土 | 藝大茶会(第3日)、藝大オペラ定期第53回 G. プッチーニ《ラ・ボエーム》(第1日)                                                                              |
| 14    | 日 | 藝大茶会(第4日)、藝大オペラ定期第53回 G. プッチーニ《ラ・ボエーム》(第2日)                                                                              |
| 15    | 月 | 広報室                                                                                                                      |
| 16    | 火 | 日本美術「今」展(～10/28)                                                                                                         |
| 17    | 水 | 安全衛生委員会                                                                                                                  |
| 18    | 木 | DVD「大学院映像研究科 第一期生修了制作作品集2007」発売、企画・評価室、教育研究評議会、役員会、(美)学生生活委員会、(音)学生生活委員会、(映)教授会、大学美術館運営委員会                               |
| 20    | 土 | 岡倉天心展記念シンポジウム(第2回)                                                                                                       |
| 22    | 月 | 演奏芸術センター運営委員会                                                                                                            |
| 23    | 火 | TASKプロジェクト交流会、藝大アートプラザ企画推進室                                                                                              |
| 25    | 木 | (美)卒展運営委員会、(美)取手校地運営委員会、(音)運営会議(入試)、(音)運営会議(運営・人事)、(音)芸術活動推進委員会、(音)教務委員会・学位委員会、藝大プロジェクト'07 グリーグ&シベリウス 藝大フィルハーモニア定期 第325回 |
| 27    | 土 | 学長と語ろうコンサート                                                                                                              |
| 30    | 火 | 大学院美術研究科運営委員会、大学院美術研究科拡大運営委員会                                                                                            |

---

## 訃 報

---

山本正男氏（元学長）は、平成19年10月10日、逝去されました。享年95歳  
ここに故人の御冥福を祈り、謹んで哀悼の意を表します。